



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 10 日 (火)
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（4）（財政課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として、平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金が交付され、また、新たに交付対象事業に福祉・介護人材の緊急的な確保を図ることが追加されることに伴い所要の改正を行う。
- (2) 国の緊急的な生活対策及び雇用対策に伴い、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置目的及び処分事由に福祉・介護人材確保に関することを加える。
- (2) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。
鳥取県安心子ども基金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定子ども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うこと。
鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>24</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 15%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 15%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: left;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">17 鳥</td> <td style="text-align: left;">障害者</td> <td style="text-align: left;">一般会計</td> <td style="text-align: left;">一般会</td> <td style="text-align: left;">県又は市町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					17 鳥	障害者	一般会計	一般会	県又は市町	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>21</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 15%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 15%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: left;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">17 鳥</td> <td style="text-align: left;">障害者</td> <td style="text-align: left;">一般会計</td> <td style="text-align: left;">一般会</td> <td style="text-align: left;">県又は市町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					17 鳥	障害者	一般会計	一般会	県又は市町
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
17 鳥	障害者	一般会計	一般会	県又は市町																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
17 鳥	障害者	一般会計	一般会	県又は市町																											

取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 及び福祉 ・介護人 材の確保 を図ること。	歳入歳出 予算に定 める額	計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 (1) 障害者 自立支援法 による障害 福祉サービ スを提供す る事業者に 対する運営 の安定化等 を図る措置 のための事 業 (2) 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための円 滑な実施を 図る措置の ための事業 (3) 福祉・ 介護人材の 緊急的な確 保を図る措 置のための 事業 (4) その他 障害者自立 支援法及び 福祉・介護 人材の確保 対策の円滑 な実施のた めに緊急に 必要とされ る事業	取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 を図ること。	歳入歳出 予算に定 める額	計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 (1) 障害者 自立支援法 の施行に伴 う激変緩和 措置として 同法による 障害福祉サ ービスを提 供する事業 者に対して 行う事業 (2) 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための緊 急的な経過 措置のため の事業 (3) その他 障害者自立 支援法の円 滑な運用を 図るために 実施する緊 急的な事業
略					略				
21 鳥 取県 妊婦	市町村 が実施す る妊婦健	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会 計歳入 歳出予	当該基金の 設置目的を達 成するために	21 鳥 取県 妊婦	市町村 が実施す る妊婦健	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会 計歳入 歳出予	当該基金の 設置目的を達 成するために

健康 診査 支援 基金	康診査事 業の円滑 な推進を 図ること。 と。	める額	算に計 上して 当該基 金に積 立て	必要な経費の 財源に充てる とき。	健康 診査 支援 基金	康診査事 業の円滑 な推進を 図ること。 と。	める額	算に計 上して 当該基 金に積 立て	必要な経費の 財源に充てる とき。
22 鳥 取県 地域 活性化・ 生活 対策 臨時 基金	地域の 活力を維 持・再生 するため に、地域 の諸課題 に柔軟に 対応して 県民の生 活基盤の 整備を図 り、もっ て県民生 活の向上 に資する こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。					
23 鳥 取県 安心 こども 基金	保育所 の計画的 な整備等 を実施す るととも に、認定 こども園 等の新た な保育需 要に対応 するなど、 子どもを 安心して 育てるこ とができる ような体 制整備を 行うこと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。					
24 鳥 取県 消費 者行 政活	消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる					

性化 基金	て、消費 生活相談 窓口の機 能強化等 を図ること。		当該基 金に積 立て	とき。					
----------	--	--	------------------	-----	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。